

男女共同参画センター南部館・おとしよりすこやかセンター南部館・コーシャハイツ喜連西
複合施設の維持管理に関する覚書

市民局、健康福祉局、大阪市住宅供給公社の間で締結された「男女共同参画センター南部館・おとしよりすこやかセンター南部館・コーシャハイツ喜連西複合施設の維持管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、同複合施設の円滑かつ効率的な維持管理を行うため、市民局（以下「甲」という。）、健康福祉局（以下「乙」という。）、大阪市住宅供給公社（以下「丙」という。）男女共同参画センター南部館の管理者である財団法人大阪市女性協会（以下「丁」という。）、おとしよりすこやかセンター南部館の管理者である医療法人仁悠会（以下「戊」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（共同管理業務の実施）

第1条 甲、乙、丙、丁及び戊（以下「甲等」という。）は、協定書第2条ただし書き及び同第3条に定める共同管理業務を共同して実施することとし、必要な事務の全部または一部を分担して行うものとする。

（共同管理業務の事務分担）

第2条 協定書に基づく共同管理業務の契約及び支払にかかる事務を行う者（以下「契約担当者」という。）は、別表のとおりとする。

（契約）

第3条 共同管理業務を行うために委託契約を行う場合、契約担当者は事前に契約担当者を除く甲等の当事者（以下、「契約依頼者」という。）に、仕様書・図面を提示して承諾を得るものとする。

（調査及び検査）

第4条 甲等は、必要に応じて共同管理業務の履行状況について、実地に調査し又は検査をすることができる。

（経費の支払い及び清算方法）

第5条 共同管理業務の受託業者への経費の支払いは、甲等の合同契約による各契約条項に基づくものとし、それによりがたい場合は契約担当者が行い、契約依頼者は別表の区分により、契約担当者の請求に基づき期日までに分担額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 契約担当者は、この覚書によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により契約依頼者の同意を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第7条 契約担当者は、事務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（紛争の解決）

第8条 共同管理業務にかかわり、第三者からの異議申し立て、または費用の請求などがあつたときは甲等が協議の上、解決するものとする。

(覚書等の変更)

第9条 この覚書の全部もしくは一部を変更しようとするときは、甲等が協議してこれを行う。

(覚書の有効期間等)

第10条 この覚書の有効期間は平成20年3月31日までとする。ただし期間満了の1ヶ月前までに甲等のいずれからも通知がない時は、有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲等が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本覚書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成19年6月1日

甲

乙

丙

丁

戊

別 表

施設名称		男女共同参画センター 南部館	おとしよりすこやか センター南部館	コーシャハイツ 喜連西
共同管理 業務	契約 担当者	業務内容及び按分比率		
電気需給 契約	戊	契約担当者は関西電力の請求に対して一括で 立替払いするとともに、下記の要領で施設別の 使用料金を算出し、毎月、丁へ請求する。 1. 基本料金は、2者が等分負担する。 2. 使用電力量料金は、協定書の別紙に定める 経費按分比率により分担する。		
水道需給 契約	戊	契約担当者は水道局の請求に対して一括で立 替払するとともに、下記の要領で施設別の使用 料金を算出し、毎月、丁へ請求する。 1. 丙及び丁の個別メーターの読み取り値を 元に、水道局の検針水量に乗じて、按分比 率を定める。 2. 上記按分比率により分担額を決定する。		
電気設備 保守点検	戊	別紙図面に記載され た丁の担当する電気 設備にかかる経費を 負担する。	別紙図面に記載され た戊の担当する電気設備 にかかる経費を負担す る。	
貯水槽清掃 及び飲料水 の水質検査	戊	7%	93%	
汚水槽清掃	戊	33%	67%	
雨水槽清掃 (8年に1回)	戊	協定書の別紙に定める、3者の共同管理業務にかかる経費按分比率によ り経費を負担する。		